

●文中の「SC」はサービスセンターの略



3月23日(月)から、農業委員会事務局が本庁舎5階から4階へ移動します。ご来庁の際は、お間違えのないようお願いいたします。
農業委員会事務局
☎(0888)57696

4月にマイタウン・バスのダイヤを改正します

4月1日(水)にマイタウン・バスのダイヤを改正します。新しい時刻表は、交通政策課(市役所4階)と各市民SC(中央を除く)に置いてあるほか、市ホームページまたはマイタウン・バスの車内掲示をご覧ください。

なお、南部線河辺全コース、東部線木曾石コース、下北手線の改正はありません。

■広報ID番号 1024130
●問い合わせ
交通政策課 ☎(888)5766

市立図書館のボランティアを募集!

図書館で、本や人との新しい出会いを探してみませんか。申込方法など詳しくは、各市立図書館へお問い合わせください。

★ボランティアのお仕事(各図書

館で異なります)

▼子ども向けのおはなし会での読み聞かせ(全図書館)▼目の不自由なかたへの本の朗読▼本の並びを整える書架整理▼傷んだ本の補修▼大型紙芝居づくり

●問い合わせ

ほくとライブラリー
明徳館 ☎(832)9220
土崎図書館 ☎(845)0572
新屋図書館 ☎(828)4215
雄和図書館 ☎(886)2853
河辺分館 ☎(881)1202
フロンテ文庫 ☎(893)6167

はり・きゅう・マッサージュ受療券を交付します

秋田市国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入しているかたへ、4月1日(水)から使用できるはり・きゅう・マッサージュ受療券を交付します。

申し込みは3月24日(火)から各担当課の窓口のほか、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所で受け付けます。いずれも平日のみとなります。

■秋田市国民健康保険加入者へのはり・きゅう・マッサージュの受療券

対象は、国保加入に加え、申請時の年齢が55歳以上74歳以下で、

申請前の国民健康保険税を完納しているかたです。

交付▼1回につき800円を助成する券20枚綴りを2冊まで

申請時の持ち物▼国民健康保険被

保険者証と本人確認ができる運転免許証など

担当窓口▼国保年金課(市役所1階)

☎(888)5630

■後期高齢者医療制度加入者へのはり・きゅう・マッサージュの受療券

交付▼1回につき800円を助成する券15枚綴りを1冊

申請時の持ち物▼後期高齢者医療被保険者証

担当窓口▼長寿福祉課(市役所2階)

☎(888)5666

風しん抗体検査・予防接種のクーポン券を配布

医療機関、健診機関などで、無料で風しん抗体検査と予防接種を受けることができる令和2年度用クーポン券を、対象となるかたへ3月下旬頃にお送りします。

なお、令和元年度用のクーポン券は4月以降は使用できませんので、ご注意ください。また、妊娠を希望する女性やその配偶者などへの抗体検査と予防接種の助成も行っています。詳しくはお問い合わせください。

令和2年度の対象

昭和37年4月2日～47年4月1日生まれの男性と、昭和47年4月2日～54年4月1日生まれの男性で同クーポンを使用していないかた

●問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1179

お忘れなく! 児童手当の手続き



児童手当は、中学3年生まで(15歳になった最初の年度末まで)の児童を養育しているかたへ支給されます。出生などで新たに対象になる場合は、申請月の翌月分から支給対象です。

ただし、月末に事由(誕生日、前住所地の転出予定日、施設退所日など)が発生した場合、その翌日から15日以内の申請であれば、事由発生の翌月分から支給できますので遅れずに申請してください。

公務員(独立行政法人職員を除く)は、児童手当が勤務先から支給されます。採用・派遣・退職などで、勤務先から認定または消滅となるときは、お住まいの市町村への手続きが必要な場合があります。手続きが遅れると手当の返還や支給できない月が生じる場合がありますのでご注意ください。

●問い合わせ

子ども総務課 ☎(888)5689





イメージ図

秋田市文化創造館 指定管理者を募集

来年3月にオープンする秋田市文化創造館(旧県立美術館)の指定管理者を募集します。

募集期間は3月23日(月)から4月24日(金)まで。募集後、指定管理者選定委員会の審査により、候補者を選び、6月市議会の議決を経て決定となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■ 広報ID番号 1024146

…3月23日(月)公開

問い合わせ 企画調整課 ☎(888)5462



「下浜サンセットロード」 に愛称が決まりました!

3月14日に開通した国道7号下浜道路(下浜羽川・浜田の区間)の愛称が決定しました!

347件の応募の中から選ばれたのは「下浜サンセットロード」。この愛称は、日本海に沈む夕日が美しいことから名付けられました。たくさんのご応募ありがとうございました。

● 問い合わせ
都市計画課 ☎(888)5764

緑と花いっぱい のまちづくりを

緑のまちづくり活動

支援基金を活用して、緑と花いっぱいのにまちにしませんか。各コースごとに、係る経費の2分の1を助成します。必ず、花苗や肥料などを購入する前に申請してください。交付決定前に購入したものは助成対象になりません。



◆花苗のための活動支援コース

対象▶2人以上の市民グループやサークル、町内会、子ども会など

が、花壇に植える花苗を購入する経費 上限額▶2万円

◆花と緑いっぱい活動支援コース

対象▶商店会や町内会、市内に事業所がある法人などが、商店街の歩道にフラワーポットを置いたり、通学路沿いに花を植えたりする活動経費 上限額▶5万円

◆保存樹の支援コース

対象▶秋田市都市緑化の推進に関する条例で指定された、民間所有の保存樹の維持管理のため、個人・団体などが行う活動経費 上限額▶30万円

【申し込み】

緑のまちづくり活動支援基金事務局(仁井田字新中島の秋田市総合振興公社内)または公園課(市役所4階)にある申請書で、4月1日(水)から7月31日(金)までにお申し込みください。申請書は、ホームページからも入手できます。

<https://www.akita-sousin.or.jp/midor/>

●問い合わせ

同活動支援基金事務局 ☎(829)0221、公園課 ☎(888)5753

*緑のまちづくり活動支援基金への寄付もお待ちしております。

高齢者の通いの場づくりに補助金を交付します

ボランティアなどが主体となり行う趣味活動や会食・お茶のみなど、介護予防につながる通いの場の運営に補助を行います。対象経費や交付要件など詳しくは、ホームページをご覧ください。

■ 広報ID番号 1024099

補助額(上限額)▶対象経費の5割(要支援者などの参加人数が10人未満▶年6万円、10人以上▶年9万円) 申請期間▶4月1日(水)から8日(水)まで

●問い合わせ

長寿福祉課 ☎(888)5668

大法人の法人市民税の電子申告が義務化に

税制改正により、大法人の法人市民税申告は「eLTAx」による電子申告が義務化されます。令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。対象となる法人が書面により申告した場合、不申告として取り扱われますのでご注意ください。

詳しくは、eLTAxホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

対象(①②の内国法人)

- ①事業年度開始日の資本金・出資金の額が1億円を超える法人
- ②相互会社、投資法人、特定目的会社

●問い合わせ

市民税課 ☎(888)5475